

産業廃棄物処理実績報告書【処分業】 記入要領

前年度の産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の実績について、報告書を提出してください。**※実績が無い場合も報告が必要です。**

不明な点があれば、県庁産業廃棄物対策課又は管轄する厚生環境事務所（支所）環境管理課（衛生環境課）に確認してください。

※産業廃棄物処理実績報告と産業廃棄物管理票交付等状況報告（マニフェスト報告）は、別の制度です。

処分業者が、自ら排出事業者としてマニフェストを交付した場合は、別途マニフェスト報告を行ってください。

1 基本事項

(1) 対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 実績報告の対象

広島県知事の許可が必要な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物等」という。）の処分について実績を報告してください。

- ※ 次のものに係る処分はこの報告の対象となりません。
- ・ 広島県知事の許可を必要としない処分
（例：政令市や県外等、広島県の管轄区域外で行われた処分）
 - ・ 排出事業者自らが行う処分
 - ・ 一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物
 - ・ 建設残土、浚渫土

(3) 報告の提出

報告様式「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 処理実績報告書【処分業】」へ、注意事項及び記入例を参考にして処理実績を記入してください。

なお、報告方法は次のとおりです。

報告の種類	報告方法
電子ファイル報告 【原則】	県ホームページでエクセル様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、広島県電子申請システムにより提出してください。
書面による報告 【例外】	電子ファイルによる報告ができない事情がある場合には、書面（紙様式）による報告も受け付けます。別添の紙様式に必要事項を記入し、持参・郵送により提出してください。 ※報告件数が多い場合は、可能な限り、紙様式の使用は避けてください。

・ ホームページはこちら：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-jisseki-jisseki-top.html>

(4) 報告期限

令和8年6月30日（火）

(5) 提出先

管轄の厚生環境事務所（支所）環境管理課（衛生環境課）

※ 複数の厚生環境事務所(支所) 管内に処理場を設置している場合は、管轄の厚生環境事務所（支所）ごとに報告書を作成し、該当する事務所へそれぞれ提出してください。

(6) その他

実績がない場合は、「実績なし」にチェック (☑) を記入して報告してください。

2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 処理実績報告書【処分業】記入の注意事項

産業廃棄物等の処理状況は、産業廃棄物等の種類、委託者（排出事業場）及び運搬先ごとに記入する必要があるため、組み合わせが異なる場合は、それぞれ別の行に処理状況を記入してください。

(1) 報告シートの作成

①電子ファイル報告の場合

広島県ホームページからダウンロードしたエクセル様式をご使用ください。

なお、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の両方の許可をお持ちの場合は、産業廃棄物データに続けて特別管理産業廃棄物データを、同じシート内に連続して入力してください。

②書面による報告の場合

紙様式を使用する場合は、題名部分の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物のいずれかを○で囲んで使用してください。

複数枚になるときは、右上にページ番号（現在ページ／総ページ）を記入してください。

(2) 報告者

報告者（県の許可を受けた法人又は個人事業者）の住所・名称及び代表者等の氏名、並びに担当者の所属・氏名・電話番号及び FAX 番号を記入してください。

(3) 許可番号

許可証の右上に記載された許可番号（11桁の番号）の下6桁を記入してください。

(4) 管轄コード

別紙コード表の「1 管轄事務所コード（管轄コード）」を参考にし、貴社を管轄する県の機関のコードを記入してください。（※変更届等の提出先です。）

※ 複数の厚生環境事務所(支所) 管内に処理場を設置している場合は、各処理場ごとに、管轄する県の機関のコードを記入してください。

(5) (特別管理) 産業廃棄物等の種類及び (特別管理) 産業廃棄物コード

処分を受託した産業廃棄物等の種類について、別紙コード表の「2 (特別管理) 産業廃棄物コード」により、種類及びコードを記入してください。

(6) 受け入れ量

必ず重量 (トン) を用いて記入してください。 (小数第3位まで記入)

量を体積 (m³・ℓ) で管理している場合は、別紙コード表の「2 (特別管理) 産業廃棄物コード」の換算係数を用いて必ず重量 (トン) に換算し、記入してください。

小数点以下がない場合は、小数点以下を「000」で埋めてください (例: 15 t = 15.000 t)。

(7) 「事業場の名称」「排出事業場所在地」及び「排出事業場所在地コード」

処分を委託した事業者（排出事業者、中間処理業者等）の名称・所在地を記入してください。

また、排出事業場所在地^{*}について、別紙コード表の「3 住所コード」を参考にして、該当するコードを記入してください。

※産業廃棄物が排出された事業場の所在地。建設現場の場合は、現場の所在地を記入。

(8) 「処分方法」及び「処分方法コード」

別紙コード表の「4 処分方法コード」を参考にし、処分を受託した産業廃棄物等の処分方法及び該当するコードを記入してください。

(9) 処分後量（中間処理、再生の場合は必ず記載）

中間処理及び再生を行った場合は、処分後に発生する産業廃棄物及び有価物の量を記入してください。

- 例) 焼却を行った場合 → 発生する燃え殻の量を記入
- 堆肥化を行った場合 → 製造された堆肥の量を記入

(10) 「処分後物の委託・販売先」「委託先事業所所在地」及び「委託先等事業所所在地コード」

処分後物の委託・販売先について、名称・所在地を記入してください。

また、委託・販売先所在地について、別紙コード表の「3 住所コード」を参考にして、該当するコードを記入してください。

中間処理を行った場合は、処分後に発生する産業廃棄物の委託先及び有価物の販売先について記入してください。

再生を行った場合において、再生品（再生砕石等）の売却先等が複数存在する場合は、販売実績等が最も大きい売却先等の一つに取りまとめて報告書を作成しても差し支えありません。

(11) 「委託・販売内容」及び「委託・販売内容コード」

中間処理後の産業廃棄物の処分委託内容及び有価物の販売内容を、別紙コード表の「4 処分方法コード」を参考にし、記入してください。

また、自ら中間処理を行わず、他の処分業者に処分の再委託をした場合は、再委託後の処分方法及び該当するコードを記入してください。

コード表

1 管轄事務所コード (管轄コード)

県の機関		コード	管轄地域
西部厚生環境事務所	環境管理課	1	大竹市・廿日市市
広島支所	衛生環境課	4	安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町
呉支所	衛生環境課	2	江田島市
西部東厚生環境事務所	環境管理課	5	竹原市・東広島市・大崎上島町
東部厚生環境事務所	環境管理課	6	三原市・尾道市・世羅町
福山支所	衛生環境課	7	府中市・神石高原町
北部厚生環境事務所	環境管理課	8	三次市・庄原市

2 (特別管理) 産業廃棄物コード (換算係数 単位: t/m³)

	コード	種類	換算係数		コード	種類	換算係数	
産業廃棄物	0100	燃え殻	1.14	特別管理産業廃棄物	7000	可燃性廃油	0.90	
	0200	汚泥	1.10		7100	腐食性廃酸	1.25	
	0300	廃油	0.90		7200	腐食性廃アルカリ	1.13	
	0400	廃酸	1.25		7300	感染性産業廃棄物	0.30	
	0500	廃アルカリ	1.13		7410	廃PCBなど	1.00	
	0600	廃プラスチック類	0.35		7440	廃水銀等	13.57	
	0700	紙くず	0.30		7421	廃石綿等	0.30	
	0800	木くず	0.55		7422	指定下水汚泥	1.10	
	0900	繊維くず	0.12		7423	特定有害鉱さい	1.93	
	1000	動植物性残さ	1.00		7424	特定有害燃え殻	1.14	
	4000	動物系固形不要物	1.00		7425	特定有害廃油	0.90	
	1100	ゴムくず	0.52		7426	特定有害汚泥	1.10	
	1200	金属くず	1.13		7427	特定有害廃酸	1.25	
	1300	ガラスくず等	1.00		7428	特定有害廃アルカリ	1.13	
	1322	廃石膏ボード	0.30		7429	特定有害ばいじん	1.26	
	1400	鉱さい	1.93		7430	特定有害13号廃棄物	1.00	
	1500	がれき類 (例: 工事に伴って生ずるアスファルトがら、コンクリートがら)	1.48		混合廃棄物等	2000	建設系混合廃棄物	0.26
	1600	動物のふん尿	1.00			2300	シュレッダーダスト	0.26
	1700	動物の死体	1.00			3000	廃自動車	1.00
1800	ばいじん	1.26	3100	廃電気機械器具		1.00		
1900	13号廃棄物	1.00	3510	鉛畜電池		1.00		
			3520	乾電池		1.00		
			3500	廃電池類(上記以外)		1.00		
			2400	石綿含有産業廃棄物	—			
			2500	水銀使用製品産業廃棄物	—			
			2600	水銀含有ばいじん等	—			

3 住所コード

名称	コード	名称	コード	名称	コード	名称	コード
北海道	001	神奈川県	014	大阪府	027	香川県	037
青森県	002	新潟県	015	兵庫県	028	愛媛県	038
岩手県	003	富山県	016	奈良県	029	高知県	039
宮城県	004	石川県	017	和歌山県	030	福岡県	040
秋田県	005	福井県	018	鳥取県	031	佐賀県	041
山形県	006	山梨県	019	島根県	032	長崎県	042
福島県	007	長野県	020	岡山県	033	熊本県	043
茨城県	008	岐阜県	021	広島県	034	大分県	044
栃木県	009	静岡県	022	広島市	073	宮崎県	045
群馬県	010	愛知県	023	呉市	074	鹿児島県	046
埼玉県	011	三重県	024	福山市	091	沖縄県	047
千葉県	012	滋賀県	025	山口県	035		
東京都	013	京都府	026	徳島県	036		

4 処分方法コード

処分方法の分類		コード	処分方法の分類		コード	
再生	再生（リユース）	101	最終処分	埋立処分	安定型埋立処分	302
	素材再生	102			管理型埋立処分	303
	他用途原材料化	103			遮断型埋立処分	304
	燃料化	104		海洋投入		310
	コンポスト化（堆肥化）	105				
	その他再生	106				
中間処理	脱水	201				
	機械乾燥	202				
	天日乾燥	203				
	焼却	204				
	油水分離	205				
	中和	206				
	破碎	207				
	圧縮	208				
	溶融	209				
	選別	210				
	固形化	211				
	ばい焼	212				
	分解	213				
	洗浄	214				
	滅菌	215				
	消毒	216				
煮沸	217					
その他中間処理	299					